

# 地域安全まちづくり条例に基づく指針について

## 1 趣旨

安全で安心な地域社会を形成するため、県民・事業者等が相互に連携して取り組む地域安全まちづくり活動のガイドラインとして策定するもの

## 2 根拠

地域安全まちづくり条例第13条

### (指針の策定)

第13条 知事は、地域安全まちづくり活動を支援するため、次に掲げる指針を策定するものとする。

(1) 第8条第1項第1号及び第2項に規定する子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針

(2) 第9条第1項及び第10条第1項に規定する犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅団地の構造、設備等に関する指針

(3) 第9条第4項に規定する犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針

(4) 第10条第2項に規定する犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

## 3 策定方法

有識者等で構成する「地域安全まちづくり審議会」の意見等を踏まえて策定

## 4 基本的な考え方

- ・ 地域安全まちづくり活動上の注意点を示し、県民等の自発的な取組を促すもの
- ・ 全てを一律に適用せず、関係法令や地域特性等を踏まえて適宜実施するもの
- ・ 社会状況の変化、技術の進展などを踏まえ、必要に応じて見直すもの

## 5 特徴

地域住民の参画と協働を得て、活動に取り組もうとする視点を盛り込んだこと

### 子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針

活動主体  
保護者・地縁団体・学校の設置者等

#### 主な内容

1 危機の未然回避のための活動及び措置  
(1) 学校等における安全確保  
ア施設等の点検整備  
校門、囲障、出入口、設備等のチェック  
イ不審者の侵入防止対策等  
(ア) 学校の設置者等  
来校者への声かけ励行  
死角となる障害物の除去等  
(イ) 保護者・地縁団体等  
安全ボランティア参加、巡視協力等

(2) 通学路等における安全確保  
ア学校の設置者等  
通学路等の安全点検  
登下校時の巡回パトロール  
集団登下校の指導等  
イ保護者・地縁団体等  
送迎協力、子どもの外出先確認等

2 危機発生時における活動及び措置  
(1) 学校等における取組  
県警ホットライン等による通報  
不審者の監視とその侵入阻止・排除  
子どもへの注意喚起、避難指導等  
(2) 通学路等における取組  
ア学校の設置者等  
保護者への連絡、登下校方法決定等  
イ保護者・地縁団体等  
合同パトロールの実施等

3 安全教育の充実  
(1) 学校の設置者等  
危険箇所や避難場所の周知等  
(2) 保護者・地縁団体等  
学校実施の訓練・教室への参加等

4 子どもの安全を確保する体制の整備  
(1) 学校の設置者等  
緊急時のマニュアル作成、連絡網整備等  
(2) 保護者・地縁団体等  
避難場所の提供  
家庭内緊急連絡先の確認等

特徴  
学校だけでなく、保護者・地縁団体等も活動主体とし、各々に期待される活動内容を明確にした

### 犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針

活動主体  
住宅・住宅地の整備者、所有・管理者

#### 対象

新築(建替含む)・改修住宅と新たに整備する住宅地及び既存住宅地

#### 主な内容

1 共同住宅の構造、設備等  
(1) 住宅建設の計画  
敷地内の配置・動線・照明計画  
(2) 共用部分の設計  
共用出入口・管理人室・エレベーター・共用廊下、階段・駐車場等の部位ごとの構造上の注意点  
(3) 専用部分の設計  
玄関扉・インターホン・窓・バルコニー等の部位ごとの構造上の注意点

2 一戸建て住宅の構造、設備等  
(1) 住宅建設の計画  
敷地内の配置・動線計画  
(2) 一戸建て住宅の設計  
玄関扉・インターホン・窓・バルコニー等の部位ごとの構造上の注意点

3 住宅地の構造、設備等  
(1) 住宅地整備の計画  
住棟の色調統一や通過交通の排除等  
(2) 住宅地の設計  
宅地の配置、形状・道路・公園・ゴミ置場・共同駐車場等の箇所ごとの構造上の注意点  
(3) 個々の住宅の防犯性の担保等  
塀の高さ制限、植栽の見通し確保等の協定やルールづくり

4 居住者等の防犯意識醸成及び相互連携  
設置物、設備等の維持管理  
防犯に配慮したすまい方  
自主防犯体制の確立等

特徴  
ハード対策だけでなく、居住者間の連携の必要性や防犯意識醸成など、ソフト面を盛り込んだ

### 犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針

活動主体  
深夜(午後11時～翌午前5時)に物品販売業等を営む者

#### 対象

全ての深夜営業店舗

#### 主な内容

1 深夜営業店舗の構造等  
店舗内通路等の障害物除去  
ドア、窓ガラス等の掲示物除去  
カウンターやレジ配置上の留意点等

2 深夜営業店舗の防犯設備  
防犯カメラ・来客感応装置等の設備設置と防犯カメラの適正な運用等

3 深夜営業店舗内外の警戒  
複数人による勤務体制  
不審客への声かけ励行等

4 現金の管理  
固定式金庫の設置  
レジ内保管現金の管理方法等

5 防犯責任者の設置  
緊急時の対応マニュアルの整備  
防犯設備の点検、従業員への指導等

6 深夜営業店舗の周辺への配慮等  
迷惑行為への対応方法  
近隣居住者との良好な関係構築等

7 地域の安全拠点としての機能  
緊急避難場所としての機能発揮等

8 青少年の健全育成に向けた取組  
青少年の帰宅促進等

特徴  
店舗内だけでなく、近隣居住者との良好な関係保持による協力関係の必要性を明確にした

### 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

活動主体  
道路・公園・駐車(輪)場及びその付帯設備の設置管理者

#### 対象

道路等の施設のうち、不特定の者が利用するもの

#### 主な内容

1 道路の構造、設備等  
(1) 歩道及び車道  
柵、植栽、縁石等による歩車道分離  
(2) 工作物  
周辺住民からの見通し確保  
必要以上の植栽伐採への注意喚起  
(3) 地下道等  
防犯ベル等の設備設置等

2 公園の構造、設備等  
(1) 植栽  
樹冠の高い高木の選定  
視線を遮らない低木の選定  
(2) 遊具、ベンチ  
見通しの悪い空間が生じない配置  
(3) トイレ  
園路又は外周からの見通し確保  
防犯ベル等の設備設置等

3 駐車場及び駐輪場の構造、設備等  
(1) 配置  
建物への侵入足場にならない配置  
(2) 塀、柵、垣等  
外部から見通せる構造の採用  
(3) 出入口等  
自動ゲート管理システムや管理人の配置  
(4) その他  
防犯カメラ等の設備設置  
客への貴重品放置防止の呼びかけ等

4 愛着を持ってもらえる施設づくり  
施設の維持管理への地域住民の参画を通じた犯罪の防止とその具体的方策(施設の緑化、アドプト制度導入等)

特徴  
ハード対策だけでなく、地域住民に愛される施設づくりを通じた対策など、ソフト面を盛り込んだ

イラストや図解を盛り込んだ分かりやすいパンフレットを作成し、関係団体・機関等への周知を図り、その自主的な活動を促す

# 子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針

## 地域安全まちづくり条例

### 第8条第1項第1号（抜粋）

子どもの保護者、地縁団体等及び学校等を設置し、又は管理する者(以下「学校の設置者等」という。)は、次に掲げる活動に取り組むよう努めなければならない。

- (1) 学校等及び通学又は通園の用に供される道路並びに子どもが利用する公園、広場等(以下「通学路等」という。)における巡回活動その他の子どもの安全を確保するための活動

### 第8条第2項（抜粋）

学校の設置者等及び通学路等を設置し、又は管理する者は、その施設における防犯のための設備の設置その他の子どもの安全を確保するための措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第13条第1項（抜粋）

知事は、地域安全まちづくり活動を支援するため、次に掲げる指針を策定するものとする。

- (1) 第8条第1項第1号及び第2項に規定する子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針

## 指針の特徴

地域に開かれた学校づくりを基本に学校の設置者等だけでなく、保護者・地縁団体等を活動主体とし、各々に期待される活動内容を明確にした（学校だけでなく通学路等の活動についても詳細に記載）

## 指 針

### 第1 通則

#### 1 目的

学校等及び通学路等における子どもの安全を確保するために配慮が必要な事項を示すことにより、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会を形成

#### 2 基本的な考え方

- (1) 性 格 学校の設置者等、子どもの保護者及び地縁団体等に対して、施設の整備、安全点検、安全教育等の活動又は措置を行うに当たって配慮すべき事項を示し、もって自発的な取組を促すもの
- (2) 適 用 一律に適用するものではなく、関係法令や地域特性等に応じて対応
- (3) 取 組 地域に開かれた学校づくりの考え方を基本としつつ、各主体がそれぞれ責任を果たしながら、特に必要な事項に重点を置くなど、適宜創意工夫
- (4) 見直し 社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直す

### 第2 配慮すべき事項

#### 1 子どもの危機を未然に回避するための活動及び措置

学校や通学路等における子どもへの危害を未然に防ぐため、学校の設置者等の各主体に期待される内容を具体的に示す

##### (1) 学校等における安全確保

- ア 学校の設置者等による施設等の点検整備等
- ・校門、囲障、出入口、設備等
- イ 不審者の侵入防止対策等
- ・学校の設置者等
  - ・来校者の声かけの励行、障害物の除去等
  - ・保護者・地縁団体等
  - ・安全ボランティア参加、巡視への協力等

##### (2) 通学路等における安全確保

- ア 学校の設置者等
- ・通学路の安全点検(子ども自身が確認する地域安全マップ)、登下校時の巡回パトロール等
- イ 保護者・地縁団体等
- ・送迎協力、子どもの外出先確認等

#### 2 子どもに対する危機発生時における活動及び措置

学校や通学路等において、子どもの危機事案が発生した場合に、学校の設置者等、子どもの保護者、地縁団体等の各主体に期待される内容を具体的に示す

##### (1) 学校等における取組

- ・県警ホットライン等による通報
- ・不審者の監視とその侵入阻止・排除
- ・子どもへの注意喚起、避難指導等

##### (2) 通学路等における取組

- ア 学校の設置者等
- ・保護者への連絡
  - ・登下校方法決定等
- イ 保護者・地縁団体等
- ・警察への通報、合同パトロールの実施等

#### 3 安全教育の充実

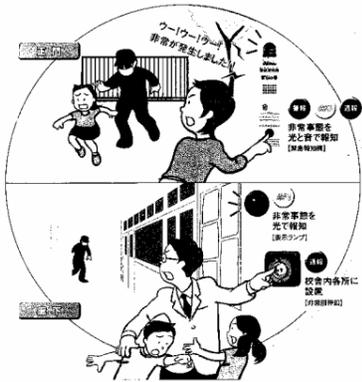
子どもの安全教育について、学校の設置者等の各主体に期待される内容を具体的に示す

- (1) 学校の設置者等
- ・危険箇所や避難場所の周知等
- (2) 子どもの保護者、地縁団体等
- ・学校が行う防犯訓練等への参加、協力等

#### 4 子どもを安全を確保するための体制の整備

子どもの安全体制づくりに向けて、学校の設置者等、子どもの保護者、地縁団体等の各主体に期待される内容を具体的に示す

- (1) 学校の設置者等
- ・緊急時のマニュアル作成、連絡網整備等
- (2) 子どもの保護者、地縁団体等
- ・避難場所の提供、家庭内緊急連絡先の確認等



子どもに対する防犯訓練

# 犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造・設備等に関する指針

## 地域安全まちづくり条例（抜粋）

### 第9条第1項

住宅、店舗その他の施設(以下「住宅等」という。)を所有し、又は管理する者は、当該住宅等の構造、設備、管理の方法等を当該住宅等及びその周辺における犯罪の防止に配慮したものとすよう努めなければならない。

### 第10条第1項

住宅又は住宅団地を整備しようとする者は、当該住宅又は住宅団地を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとすよう努めなければならない。

### 第13条第1項

知事は、地域安全まちづくり活動を支援するため、次に掲げる指針を策定するものとする。  
(2) 第9条第1項及び第10条第1項に規定する犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅団地の構造、設備等に関する指針

## 指針の構成

### 第1 通則

#### 1 目的

住宅及び住宅地の構造、設備等について、防犯上、配慮すべき事項を示すことにより、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会を形成

#### 2 基本的な考え方

- (1) 性格 住宅・住宅地の事業者・居住者等に対して防犯上の配慮事項を示し、もって自発的な取組を促すもの
- (2) 対象 住宅(新築・改修)・住宅地(新規・既存)
- (3) 適用 一律に適用するものではなく、関係法令や地域特性等により対応
- (4) 取組 犯罪の発生状況等を踏まえて特に重点を置いて取り組むなど、適宜創意工夫
- (5) 見直し 社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直す

### 第2 構造、設備等の基本的な考え方

- 1 防犯に配慮した企画・計画・設計の基本原則（防犯環境設計の4原則）
- 2 企画・計画・設計上の留意点（安全性等への配慮、隣棟・隣地等への配慮）
- 3 防犯性の維持・向上のための取組（周辺環境の変化等の確認、設備の維持管理等）

### 第3 主な内容

#### 1 共同住宅の構造、設備等

- (1) 住宅建設の計画 敷地内の配置・動線・照明計画
- (2) 共用部分の設計 共用出入口・管理人室・エレベーター・共用廊下等の部位ごとの構造上の注意点
- (3) 専用部分の設計 玄関扉・インターホン・窓・バルコニー等の部位ごとの構造上の注意点

#### 2 一戸建て住宅の構造、設備等

- (1) 住宅建設の計画 敷地内の配置・動線計画
- (2) 一戸建て住宅の設計 玄関扉・インターホン・窓・バルコニー等の部位ごとの構造上の注意点

#### 3 住宅地の構造、設備等

- (1) 住宅地整備の計画 住棟の色調統一や通過交通の排除等
- (2) 住宅地の設計 宅地の配置、形状・道路・公園・ゴミ置場・共同駐車場等の箇所ごとの構造上の注意点
- (3) 個々の住宅の防犯性の担保 塀の高さ制限、植栽の見通しの確保等の協定やルールづくり

#### 4 居住者等の防犯意識の醸成及び相互連携

- (1) 植栽のせん定や防犯設備の点検など、設置物・設備等の維持管理
- (2) アドプト制度の導入など、公共施設・空地等の維持管理
- (3) 近隣への声かけや戸締まりの励行など、犯罪の防止に配慮したすまい方
- (4) 自治会等でのパトロールや警察との連携など、自主防犯体制の確立等

#### 指針の特徴

ハード対策だけでなく、居住者間の連携の必要性や防犯意識醸成など、ソフト面を盛り込んだ

## 主なハード整備の具体的な例

### 一戸建て住宅の主な構造・設備

#### 窓

面格子の設置  
2ロック  
防犯ガラス  
防犯認定品の使用など

#### バルコニー

侵入が困難な位置  
見通しを確保した手すり

#### 駐車場

道路からの見通し

#### 庭

周囲からの見通し  
照明設備の設置

#### 塀、柵又は垣

死角にならない  
足場にならない

#### 玄関・門扉

インターホン、ドアホン  
(モニタ機能付き)  
照明設備

#### 玄関扉

見通しの確保  
破壊、こじ開け防止措置  
防犯性能の高い扉及び錠の使用

### 共同住宅の主な構造・設備

#### 配置・動線・照明計画

見通し確保  
死角・足場にならない塀・柵  
死角のない植栽

#### 専用部分

#### 玄関扉

見通しの確保  
破壊、こじ開けの防止措置  
防犯性能の高い扉及び錠の使用

#### 共用部分

#### 廊下に面する窓

面格子の設置  
防犯性能の高いサッシ、ガラス等の使用

#### エレベーター

防犯カメラ  
非常連絡装置  
照度の確保(50ルクス)

#### エレベーターホール

見通しの確保  
照度の確保(50ルクス)

#### バルコニーに面する窓

2ロック、防犯ガラス  
防犯性能の高いサッシ、ガラスなどの使用

#### 共用部分

#### 共用出入口玄関

見通しの確保  
照度の確保(50ルクス)

#### 共用玄関扉

見通せる構造  
オートロック  
インターホン

# 犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針

## 条 例

第9条第4項 深夜（午後11時から翌日の5時までの間をいう。以下同じ。）において物品販売業その他の営業を営む者は、当該営業に係る店舗（以下「深夜営業店舗」という。）への防犯のための設備の設置、深夜における従業員の勤務体制の整備その他の措置を講ずることにより、深夜営業店舗及びその周辺における犯罪の防止に配慮するよう努めなければならない。

第13条第1項 知事は、地域安全まちづくり活動を支援するため、次に掲げる指針を策定するものとする。

(3) 第9条第4項に規定する犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針

## 指 針

### 第 1 通 則

#### 1 目 的

深夜営業店舗及びその周辺における犯罪等の防止

#### 2 基本的な考え方

すべての深夜営業店舗が対象。以下の営業形態は特に積極的に取組

- ・ 夜間従業員が少数
- ・ レジ等が店舗出入口から比較的接近しており、多額の現金を保管
- ・ 道路に面し、店舗周辺に駐車場や空地あり

防犯上の配慮事項を示し、もって自発的な取組を促すもの  
一律に適用するものではなく、関係法令や地域特性などにより対応  
社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直す

### 第 2 主 な 内 容

#### 1 深夜営業店舗の構造等

店舗内通路等の障害物除去、ドア・窓ガラス等の掲示物除去  
カウンターやレジ配置上の留意点等

#### 2 深夜営業店舗の防犯設備

防犯カメラ・来客感应装置等の設置と防犯カメラの適正運用等

#### 3 深夜営業店舗内外の警戒

複数人による勤務体制、不審者への声かけ励行等

#### 4 現金の管理

固定式金庫の設置、レジ内保管現金の管理方法等

#### 5 防犯責任者の設置

緊急時の対応マニュアルの整備、防犯設備の点検  
従業員への指導等

#### 6 深夜営業店舗の周辺への配慮等

迷惑行為への対応方法、近隣居住者との良好な関係構築

#### 7 地域の安全拠点としての機能

緊急避難場所としての機能発揮等

#### 8 青少年の健全育成に向けた取組

青少年の帰宅促進等

## 具 体 例

### 店舗の構造等

店舗内の整理整頓、通路等に障害物を置かない  
店舗外からの見通しの確保（出入口、窓にポスター等を貼らない）  
カウンターは、店舗内外から見通しの良い場所に配置  
レジは、カウンター越しに手が届かないように配置

### 店舗における防犯設備の設置

出入口における来客感应装置  
カウンター周辺への防犯ベル等の警報装置  
事務室、倉庫等の確実な施錠  
防犯カメラ  
（死角のない設置、駐車場等店舗外に  
向けた警戒にも配慮）  
防犯ミラー  
警備業者等への通報装置の設置  
通報装置と連動した店舗外の赤色回転灯等表示  
カラーボール等防犯機材の備え付け



### 現金管理

金庫は固定式にするなど、容易に持ち運べない構造  
レジ内の現金に上限を設定、使用するレジの数を少なくする。また、  
使用しないレジは確実に施錠し、現金抜き取り  
現金搬送は複数人で行い、現金自動預払機を設置する場合、監視を強化

### 防犯責任者

強盗等の犯罪への対応マニュアルの整備  
犯罪発生時における警察への通報や犯人特徴確認等の役割分担  
防犯カメラ等の防犯設備の点検整備  
従業員への110番通報要領、防犯カメラ操作要領等の定期的な訓練等

### 店舗周辺への配慮等

来店者等が危害を受けるおそれがあると認められる場合等は、警察へ通報  
店舗周辺の迷惑行為防止のため、水まき等の措置を講ずるほか、迷惑行為  
エスカレート時には警察へ通報  
犯罪発生時の協力が得られるよう近隣居住者との良好な関係構築

### 地域の安全拠点としての機能

犯罪被害者等を一時保護するなど、緊急避難場所としての機能発揮

### 青少年の健全育成に向けた取組

深夜に店舗にいる青少年へ帰宅するよう、声かけ  
少年補導員等と連携し、青少年の非行及び犯罪に巻き込まれる被害の防止  
等に関する情報を交換するなど、その健全な育成に協力

## 指針の特徴

構造や設備によって、犯罪の被害を防ぐだけでなく、店舗周辺での環境浄化や迷惑行為の防止、深夜の灯台として被害者の緊急避難場所としての機能の発揮、さらに青少年の帰宅促進などにより、近隣居住者との協力関係を強めることで、深夜店舗の安全を確保することを明記した。

# 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

## 地域安全まちづくり条例

第10条第2項(抜粋)  
道路、公園、駐車場その他の施設(以下「道路等」という。)を設置し、又は管理する者は、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするよう努めなければならない。

第13条第1項(抜粋)  
知事は、地域安全まちづくり活動を支援するため、次に掲げる指針を策定するものとする。  
(4) 第10条第2項に規定する犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

## 指 針

### 第1 通則

1 目的  
道路、公園、駐車場及び駐輪場(以下「道路等」という。)の構造、設備等について配慮が必要な事項を示すことにより、県民が安全に安心して暮らせる地域社会を形成

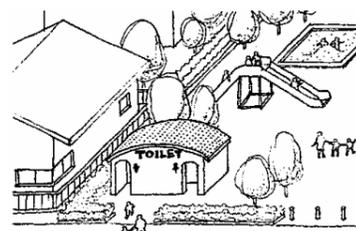
### 2 基本的な考え方

- (1) 性 格 防犯上の配慮事項を示し、もって自発的な取組を促すもの
- (2) 対 象 道路等のうち、不特定の者が利用するもの
- (3) 適 用 一律に適用するものではなく、関係法令や地域特性等に応じて対応
- (4) 取 組 犯罪の発生状況等を踏まえて必要な事項に重点を置くなど、適宜創意工夫
- (5) 見直し 社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直す

## 第2 主な内容

### 1 道路の構造、設備等

- (1) 柵、植栽、縁石等による歩車道分離
- (2) 工作物
  - ア 通行人及び周辺住民からの見通しを確保
  - イ 必要以上に樹木を伐採又はせん定しないよう留意
- (3) 照明設備
  - ア 夜間において人の行動が視認できる照度を確保
  - イ 照明設備が樹木で覆われ、汚損して照度が低下しないよう適宜点検
  - ウ 照明設備の新增設が困難なら、門灯等の終夜点灯について協力を得る
- (4) 地下道等
  - ア 必要に応じて防犯ベル、赤色回転灯、緊急通報装置等の防犯設備を設置
  - イ 地域住民等と連携し、設置した防犯設備を、通報訓練等により定期的に点検、整備



道路に面した公衆便所は、明るく見通しがよい



歩車道の分離

### 4 地域住民に愛着を持ってもらえる施設づくり

- (1) 植栽、フラワーポット等による施設の緑化
- (2) 落書きの消去、違法駐車排除等、犯罪を誘発する恐れのある環境の浄化
- (3) 必要に応じて照明設備等の異常発見時の連絡先を明示
- (4) アドプト制度等により、住民が環境美化活動に参加できるよう工夫

### 2 公園の構造、設備等

- (1) 植栽
  - ア 見通しを確保し、必要以上に伐採又はせん定しないよう留意
    - ・高木は樹冠の高い樹種を選定
    - ・繁茂又は枝振り等により視線を遮らないよう配置
  - イ 大規模公園では園路間の見通しに配慮して樹種を選定、配置
- (2) 遊具・ベンチにより、見通しの悪い空間が生じないように配慮
- (3) 照明設備
  - ア 夜間において人の行動を視認できる照度を確保
  - イ 照明が樹木で覆われ、汚損して照度が低下しないよう適宜点検
  - ウ 公園灯等の新增設が困難なら、門灯等の深夜点灯の協力を得る
- (4) トイレ
  - ア 必要に応じて園路又は外周からの見通しが確保できる場所に設置
  - イ 必要に応じて防犯ベル・赤色灯等の防犯設備設置

### 3 駐車場及び駐輪場の構造、設備等

- (1) 可能な限り人の視線が自然な形で確保できる場所に配置
- (2) 塀、柵、垣等
  - ア 容易に侵入できず外部から見通せる構造
  - イ 屋内設置なら、可能な限り外部から見通せる開口部を確保
- (3) 出入口には、必要に応じて自動ゲート管理システムを設置、管理人の配置、定期的な巡回
- (4) 照明設備
  - ア 人の行動を視認できる照度の確保
  - イ 工作物、樹木、汚損等により照度が低下しないよう配置、点検
- (5) 監視が行き届かない場所への防犯カメラ等の設置
- (6) 目立つ場所に「車両の施錠」「車内への貴重品放置防止」を表示

### 指針の特徴

ハード対策だけでなくアドプト制度の導入等や施設の緑化など、地域住民に愛される施設づくりを通じたソフト面の施策を盛り込んだ